

旭川市景観づくり基本計画 新旧対照表

No.	旧	新	旧	新
1	7	7	※1 旭川市景観条例 平成14年(2002年)4月1日施行。市民が快適で心地よい生活を営むことができるように、景観づくりを総合的、計画的に進めるため、景観づくりの理念や市民、事業者、市の責務などの基本的な事項を定めた条例。	※1 旭川市景観条例 平成14年4月1日施行(平成19年3月23日改正)。市民が快適で心地よい生活を営むことができるように、景観づくりを総合的、計画的に進めるため、景観づくりの理念や市民、事業者、市の責務などの基本的な事項を定めた条例。
2	-	12	(新規)	4 見直しの背景 平成15年に本計画を策定して以降、景観づくりを進めるための制度が整備されました。平成16年に我が国初の総合的な景観に関する法律である「景観法」が施行され、景観に関する様々な制度が定められました。旭川市は、景観法の施行に伴い景観行政団体となったことを受けて、平成19年には旭川市景観条例の改正及び景観法に基づく旭川市景観計画の策定を行っています。 また、本市の景観の大きな変化として、四半世紀をかけて実施してきた「北彩都あさひかわ地区」の整備事業が完了し、JRR旭川駅を中心とした都心に新しい景観が生まれてきています。良好な都市景観をつくり、将来にわたって持続していくためにも、さらなる市民や事業者の皆さんとの協働による景観づくりが求められます。 このような本市の景観づくりに関する状況の変化や、第8次旭川市総合計画及び旭川市都市計画マスタープランとの整合を図るため、本計画の見直しを行いました。
3	12	12	※4 第6次旭川市総合計画 おおむね10年間(第6次はH8年度～H17年度)に旭川が目指すべき方向性や取り組みをまとめ、計画的、総合的にまちづくりを進めるための計画。	※4 第8次旭川市総合計画 旭川市まちづくり基本条例第17条第2項に基づく総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画であり、期間を平成28年度から平成39年度までの12年間としている。
4	12	12	※5 都市計画マスタープラン 都市計画法に基づき、策定する。市民の意見を反映させながら、将来都市像や地域別の都市計画の方針をきめ細かく定める都市計画に関する基本的な方針。 旭川市では、平成13年度(2001年)に策定。おおむね20年後を計画の目標時期としている。	※5 都市計画マスタープラン 都市計画法に基づき、策定する。市民の意見を反映させながら、将来都市像や地域別の都市計画の方針をきめ細かく定める都市計画に関する基本的な方針。
5	12	13	第6次旭川市総合計画には、「環境調和都市」という都市像が掲げられ、それに向けて、自然と環境にやさしいまちづくり、自然と調和した都市空間の創出が謳(うた)われていました。旭川市景観条例は、この総合計画に基づき制定されました。 本計画は、旭川市景観条例第7条に基づき策定するものです。また、旭川市都市計画マスタープランや他のまちづくり計画、道・国の計画などとも連携を図っていきます。 旭川市都市計画マスタープランにおいては、都市計画区域内における都市の将来像や地域づくりの目標等が示されていることから、景観づくりを行う上でも、都市計画マスタープランとの連携を図ります。	旭川市景観条例は、第6次旭川市総合計画に基づき平成14年に制定されました。その後、景観法施行に伴い景観行政団体となったことを受け、景観法に基づく条例とするため平成19年に改正を行っています。 本計画は、旭川市景観条例第7条に基づき策定するものです。本市の景観づくりを総合的かつ計画的に進めるものとして、本市の最上位計画である旭川市総合計画との整合を図ると共に、その他のまちづくり計画、国・道の計画などとも連携を図っていきます。 旭川市都市計画マスタープランにおいては、旭川市域における都市の将来像や地域づくりの目標等が示されており、景観づくりに関しても方針が示されていることから、特に連携を密にして進めていきます。 今後は、総合計画や他のまちづくり計画との整合を図るために総合計画の策定期間に合わせ、景観づくりの進展状況や社会情勢を踏まえて見直しを行います。
6	12	-	※6 都市計画区域 都市計画法第5条に基づき、一体的なまちとして総合的に整備したり開発したり保全したりすることが必要であるとして都道府県知事が指定する区域。	(削除)
7	12	13	図 序-3 景観づくり基本計画の位置づけ	(図の修正)
8	24	26	遠くに望む大雪山連峰は、旭川のシンボルであり、丘陵や河川の緑は、生活の中に四季の移り変わりを感じさせます。	遠くに望む大雪山連峰は、旭川を代表する景観のひとつであり、丘陵や河川の緑は、生活の中に四季の移り変わりを感じさせます。

旭川市景観づくり基本計画 新旧対照表

No.	旧	新	旧	新
9	29	31	旭川市の景観づくりの方針は、「まち並づくり」と「活動づくり」の2本立てとし、これらを景観づくりの目標達成のための方針として定めることとします。	旭川市の景観づくりの方針は、「まち並みづくり」と「活動づくり」の2本立てとし、これらを景観づくりの目標達成のための方針として定めることとします。
10	39	41	景観条例の制度	景観法、景観条例の制度
11	40	42	これまでも、シンポジウムの開催や「旭川八景」の選定、「都市景観賞」の実施など、市民の景観に対する関心を高める施策を展開してきました。	これまでも、シンポジウムの開催や「旭川八景」の選定、「旭川市景観賞」の実施など、市民の景観に対する関心を高める施策を展開してきました。
12	40	42	※15 都市景観賞 旭川の自然や風土などの特徴を活かし、良好な景観の維持向上に努めている事例を表彰する制度。平成2年に創設。	※14 旭川市景観賞 本市の良好な景観づくりに貢献している「もの」や「活動」を表彰する制度。平成2年に「旭川市都市景観賞」として創設され、旭川市景観条例の施行に伴い、条例に基づく制度として位置づけられた。
13	41	43	●取組み例	●取組例
14	41	43	公民館おける普及啓発	講演による普及啓発(写真差し替え)
15	41	43	平成14年度 景観づくりワークショップにおける見学会	平成28年度 景観バスツアー(写真差し替え)
16	42	44	●取組み例	●取組例
17	42	44	平成13年 旭川市景観シンポジウム	平成23年 旭川市景観フォーラム(写真差し替え)
18	42	44	景観課ホームページ	旭川市公式ホームページ内の景観に関するページ(写真差し替え)
19	43	45	景観づくりを進めるため、景観条例に定められた制度を推進していくとともに、その他の法令等に基づく制度を活用していきます。	景観づくりを進めるため、景観法や景観条例に定められた制度を推進していくとともに、その他の法令等に基づく制度を活用していきます。
20	43	45	景観条例の制度	景観法、景観条例の制度
21	43	45	登録及び認定、景観協定、景観形成地区、大規模行為、景観重要建築物等、表彰、助成、審議会	登録及び認定、景観計画、大規模行為の景観形成、景観計画重点区域、景観需要建造物等、景観協定、表彰、助成、審議会、景観整備機構
22	44	46	(2)景観協定 市民が自分たちの住んでいる地域の景観づくりについて、自分たちでルールを定め、自ら取り組んでいくことが、景観づくりを進める上で最も望ましい形といえます。 ある程度の広さの区域で、そこに住む人や店舗・事務所などを持っている人たちが、その区域の状況に応じて、建物の規模や形態、壁面の位置や色彩、樹木の植栽などについて、ルールを自ら決めて、景観に関する協定を締結したとき、それを景観協定として認定していきます。認定された景観協定に対しては、協定区域内でルールが守られるよう、区域内で事業を行う者に対して協定への配慮を要請していきます。	(2)景観計画 景観法の施行に伴い景観行政団体となったことを受け、平成19年に「旭川市景観計画」を定めました。これは景観づくりの方針のうちのまち並みづくりを推進するものとして位置づけられるものです。市域全域を「景観計画区域」と定め、良好なまち並みづくりが進められるように誘導を行っていきます。また、景観法に基づき景観計画に定めることのできる制度を活用した景観づくりを進めていきます。

旭川市景観づくり基本計画 新旧対照表

No.	旧	新	旧	新
23	45	47	<p>(3)景観形成地区</p> <p>旭川には、大雪山連峰などを背景とした田園景観、市街地周辺に広がる丘陵や緑地などの自然景観、丘陵地から旭川を一望できる眺望景観などがあり、これらは市民共通の財産です。また、JR旭川駅周辺や旭川空港などでは、まちの入口にふさわしい景観が求められます。旭川にとって、特徴ある景観づくりを進めるためには、このような景観を保全し、創出することが重要です。そのような景観を有する地区を景観形成地区として指定し、地区の特性に応じたきめ細かな対応を行っていきます。景観形成地区においては、地区の景観づくりの方針と、その方針に基づいた建築物や広告物の規模や色彩などについての基準を定めます。そして、地区内で建物の建築などを行う事業者には、行為の届け出をしてもらい方針や基準に適合したものとなるよう指導していきます。景観形成地区を指定するときは、その地区をどのような地区にしていくのか、その将来像を実現していくためには、どのようなルールをつくらなければならないのかを、市民や事業者の皆さんとともに考えていきます。</p>	<p>(3)大規模行為の景観形成</p> <p>低層の一戸建て住宅が広がる住宅地の中に中高層のマンションが立地したときや、まち並みを分断するような大きな駐車場が配置されたときなど、まちの中を歩く人に圧迫感やまち並みへの違和感を与える場合があります。一定規模以上の大規模な行為を行う際には、周辺環境に配慮して計画を進めることが重要です。旭川市景観計画では一定規模以上の建築物や工作物について、色彩や緑化などの配慮すべき事項に関しての方針を定めています。また、方針に基づいた制限を設け、建築物等の新築、増築、外観の変更等を行う際には届出をしてもらい、制限の内容に適合した計画となっているかを確認します。事前相談で良好な景観づくりが図られるように誘導したり、制限の内容に適合しない届出に対しては景観法に基づいて勧告を行います。</p>
24	45	47	<p>(4)大規模行為</p> <p>低層の一戸建て住宅が広がる住宅地の中に中高層のマンションが立地したときや、まち並みを分断するような大きな駐車場が配置されたときなど、まちの中を歩く人に圧迫感やまち並みへの違和感を与える場合があります。一定規模以上の大規模な行為を行う際には、周辺環境に配慮して計画を進めることが重要です。一定規模以上の建築物や資材置き場、駐車場等について、建築物等の意匠や色彩、敷地内での位置などの配慮すべき事項に関して指針を定めます。そして、新築や改築を行う事業者に行為の届け出をしてもらい、周辺環境と調和した良好な景観づくりが図られるよう指導していきます。</p>	<p>(4)景観計画重点区域</p> <p>旭川には、大雪山連峰などを背景とした田園景観、市街地周辺に広がる丘陵や緑地などの自然景観、丘陵地から旭川を一望できる眺望景観などがあり、これらは市民共通の財産です。また、JR旭川駅周辺や旭川空港などでは、まちの入口にふさわしい景観が求められます。旭川にとって、特徴ある景観づくりを進めるためには、このような景観を保全し、創出することが重要です。このような、景観づくりを進める上で重要であると認められる区域を景観計画重点区域として指定し、地区の特性に応じたきめ細かな対応を行っていきます。景観計画重点区域においては、区域の景観形成方針やその方針に基づいた行為の制限など、良好な景観づくりに必要な事項を定めます。そして、区域内で建築物の建築などを行う場合には届出をしてもらい、方針や基準に適合したものであるかを確認します。現在、北彩都あさひかわ地区を景観計画重点区域に指定していますが、今後、特徴ある景観を有する地区や積極的に景観づくりを進めなければならない区域、地域住民が積極的に景観づくりに取り組もうとする地区について、地域住民の皆さんの意見を聴きながら、必要に応じて指定していきます。</p>
25	46	48	<p>(5)景観重要建築物等</p> <p>歴史的な建築物等は文化財保護法などにより保全されますが、歴史的価値は少なくとも、地域の景観づくりに重要な役割を果たしているものもあります。建物や橋ばかりでなく、樹木などにも地域の景観を特徴づけているものがあります。このようなものを景観重要建築物等として指定し、良好な維持管理を行い、これを活かした周辺の景観づくりを行うことで、地域の個性を保っていきます。市では、まち並みを創り出す重要な景観資源として、次世代に継承していくために、維持管理についての助言や技術的な支援を行ったり、維持費の一部の助成を行ったりしていきます。</p>	<p>(5)景観重要建造物等</p> <p>歴史的な建築物等は文化財保護法などにより保全されますが、歴史的価値は少なくとも、地域の景観づくりに重要な役割を果たしているものもあります。建物や橋ばかりでなく、樹木などにも地域の景観を特徴づけているものがあります。このようなものを景観重要建造物や樹木として指定し、良好な維持管理を行い、これを活かした周辺の景観づくりを行うことで、地域の個性を保っていきます。市では、まち並みを創り出す重要な景観資源として、次世代に継承していくために、維持管理についての助言や技術的な支援を行ったり、維持費の一部の助成を行ったりしていきます。また、地域のランドマークとなっている道路や河川、都市公園等の公共施設で、景観形成上重要であるものを景観重要公共施設に位置づけ、管理者と協議しながら良好な景観形成を図っていきます。</p>

旭川市景観づくり基本計画 新旧対照表

No.	旧	新	旧	新
26	-	48	(新規)	(6)景観協定 市民が自分たちの住んでいる地域の景観づくりについて、自分たちでルールを定め、自ら取り組んでいくことが、景観づくりを進める上で最も望ましい形といえます。 景観計画区域内の一団の土地を所有している人や借地権を持っている人たちが、地域の状況に応じて、建築物等の規模や形態、壁面の位置や色彩、緑化などについてのルール自らを決めて、景観に関する協定を締結することができます。市は、協定の内容が景観法等の規定に適合しているかを審査した上で認可します。
27	46	49	(6)表彰 長い年月と共に育った庭木と周囲の環境にとけ込むようにたたずんでいる木造の住宅、周辺のまち並みを考慮して落ち着いたあるデザインでまとめられた建築物、樹木の植栽や花壇づくりの活動など、景観づくりには様々な場面があります。市では、これらの中でも特に優れた景観づくりの取り組みを表彰していきます。 優れた景観づくりに向けた取り組みを表彰する制度は、市民、事業者の意識を高めるだけでなく、旭川の景観資源を一つ一つ発見していくことにもつながります。	(7)表彰 長い年月と共に育った庭木と周囲の環境にとけ込むようにたたずんでいる木造の住宅、周辺のまち並みを考慮して落ち着いたあるデザインでまとめられた建築物、樹木の植栽や花壇づくりの活動など、景観づくりには様々な場面があります。市では、これらの中でも特に優れた景観づくりの取組を表彰していきます。 優れた景観づくりに向けた取組を表彰する制度は、市民、事業者の意識を高めるだけでなく、旭川の景観資源を一つ一つ発見していくことにもつながります。
28	46	49	北海道療育園(第2回都市景観賞受賞)	旧岡田邸(第6回旭川市景観賞受賞) (写真差し替え)
29	46	49	松岡邸(第1回都市景観賞受賞)	5・7小路ふらりーと(第6回旭川市景観賞受賞) (写真差し替え)
30	46	49	(7)助成	(8)助成
31	47	50	(8)審議会 景観づくりに関する施策を実施していくためには、様々な観点から検討することが必要です。そのため、施策の妥当性について、客観的かつ専門的な立場から調査審議し、意見を述べてもらう機関として、条例に基づき審議会を設置しています。 審議会は、学識経験者だけでなく、景観づくりに関係の深い事業者や、景観づくりについて高い意識を持っている市民の方々によって構成します。 この審議会では、 <u>景観形成地区の指定やその形成方針</u> 、景観づくりに寄与した物や人びとの活動の表彰などについて、市民の多様な意見を踏まえながら審議を行っていきます。	(9)審議会 景観づくりに関する施策を実施していくためには、様々な観点から検討することが必要です。そのため、施策の妥当性について、客観的かつ専門的な立場から調査審議し、意見を述べてもらう機関として、条例に基づき審議会を設置しています。 審議会は、学識経験者だけでなく、景観づくりに関係の深い事業者や、景観づくりについて高い意識を持っている市民の方々によって構成します。 この審議会では、 <u>景観計画の変更や景観計画重点区域の指定</u> 、景観づくりに寄与した物や人びとの活動の表彰などについて、市民の多様な意見を踏まえながら審議を行っていきます。
32	-	50	(新規)	(10)景観整備機構 景観づくりを進めるためには、市民や事業者の皆さんが自ら景観づくりを実践することが必要不可欠です。 景観法では、民間団体や市民による自発的な景観の保全や整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人や一般財団法人又は非営利活動法人を景観整備機構として指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度があります。 景観整備機構は、景観づくり活動を行おうとする市民や事業者への情報提供や景観に関する調査業務などを行い、地域の良好な景観づくりをリードする役割を担います。
33	47	50	(9)関連制度の活用 景観条例の制度以外にも、良好なまちづくりを推進し誘導するため、各種の制度があります。条例の制度と連携し、総合的な景観づくりを進めていきます。	(11)関連制度の活用 景観法や景観条例の制度以外にも、良好なまちづくりを推進し誘導するため、各種の制度があります。条例の制度と連携し、総合的な景観づくりを進めていきます。
34	47	50	旭川市景観審議会	旭川市景観審議会 (写真差し替え)
35	47	50	景観アドバイザー制度の活用による市営住宅外壁塗替え	景観アドバイザー制度の活用 (写真差し替え)

旭川市景観づくり基本計画 新旧対照表

No.	旧	新	旧	新
36	49	52	①庁内の連絡調整 市では、様々な分野の事業が、いくつかの部局で行われています。景観づくりに係わる事業は幅広く、かつ、多くの担当者が関わっています。しかし、景観づくりには、数値によって表わせる明確な基準がないため、取り組みに差がでてくる場合があります。景観づくりを総合的に推進するためには、各部局間の協議の仕組みを充実させていかななくてはなりません。現在ある景観形成事業調整会議などをより充実させて、連絡調整体制を強化していきます。	①庁内の連絡調整 市では、様々な分野の事業が、いくつかの部局で行われています。景観づくりに係わる事業は幅広く、かつ、多くの担当者が関わっています。しかし、景観づくりには、数値によって表わせる明確な基準がないため、取組に差がでてくる場合があります。景観づくりを総合的に推進するためには、各部局間の協議の仕組みを充実させていかななくてはなりません。景観法に基づく行為の通知が必要な公共事業は事業担当課や工事担当課と事前協議を行うなど、各部局と景観担当部局との連絡調整体制を整えていきます。
37	49	-	※19 景観形成事業調整会議 旭川らしい景観づくりを進めるため、市の関係各課との連絡調整及び協議検討を行う会議。現在(H14年度末)12部28課で構成	(削除)
38	-	52 (新規)		※17 景観法に基づく行為の通知 景観法第16条第5項に基づき、国や地方自治体が景観計画区域内で届出が必要になる行為を行う際に景観行政団体の長に対して行う通知のこと。
39	49	52	②国、道、周辺市町村との連携 旭川の景観の特徴である田園やその背景となる山並みは、周辺の市町村へと広がっています。さらに、道路や鉄道は、市町村区域を越えて他の都市へと続き、まちの入口にある沿道景観は、まちを印象づける重要なものとなります。 北海道では、平成13年度に施行された「北海道美しい景観のくにづくり条例」において、広域的な景観づくりを推進することとしています。北海道ではこの条例に先立って、北海道景観形成基本計画を策定しています。この計画では、旭川市と周辺市町村は、「環大雪景域」に位置づけられており、地域共有のランドマークである大雪山への眺望に配慮した広域景観づくりが示されています。このことから、北海道や周辺の市町村との連携は、旭川らしい景観づくりを進める上でも必要といえます。現在、広域の取り組みが行われている「花人街道237景観形成推進協議会」の活用や道の研究機関との連携を図るとともに、周辺の市町村との連絡体制を整えていきます。 河川改修や橋梁及び道路の整備など国や道が行う大規模な公共事業について、旭川の魅力ある景観づくりへの配慮と協力を要請していきます。	②国、道、周辺市町村との連携 旭川の景観の特徴である田園やその背景となる山並みは、周辺の市町村へと広がっています。さらに、道路や鉄道は、市町村区域を越えて他の都市へと続き、まちの入口にある沿道景観は、まちを印象づける重要なものとなります。 (削除) このことから、北海道や周辺の市町村との連携は、旭川らしい景観づくりを進める上でも必要といえます。国や道の研究機関等活用して、周辺の市町村や道内の景観行政団体との連絡や情報交換を行っていきます。また、河川改修や橋梁及び道路の整備など国や道が行う大規模な公共事業について、旭川の魅力ある景観づくりへの配慮と協力を要請していきます。
40	49	-	※20 花人街道237景観形成推進協議会 国道237号の沿道景観づくりのあり方を考え、実現方法を協議するために市町村、関係機関が一同に集まる協議会	(削除)
41	-	52 (新規)		※18 北海道景観行政団体等連携会議 良好な景観形成のより一層の推進を目指し、道内景観行政団体が連携を図り、景観法及び関連制度を活用した景観施策を効率的・効果的に推進することを目的とした会議。
42	50	53	※21 市民委員会 地域の町内会がいくつか集まって組織された団体。町内会の範囲を超えた地域づくりを、母体となる町内会と連携、協力を図りながら進めていくことを目的としている。	(削除)
43	51	55	日々の小さな取り組みや地域全体が関わる大きな取り組みが積み重なって、旭川ならではの景観が形成されることが大切です。	日々の小さな取組や地域全体が関わる大きな取組が積み重なって、旭川ならではの景観が形成されることが大切です。
44	52	56	1 景観ゾーンにおける取り組み例	1 景観ゾーンにおける取組例

旭川市景観づくり基本計画 新旧対照表

No.	旧	新	旧	新
45	52	56	●取り組み例	●取組例
46	52	56	緑が丘ウッドタウン ・団地を造成した事業者が建築協定を締結した。 ・住民は、協定に沿って住宅や樹木、生け垣の管理を行っている。 ・市は、協定地区内の建築などが協定にあったものになるよう指導している。	アーバンスクエア八条さくや町景観協定 ・団地を造成した事業者が景観協定を締結し、市が認可した。 ・住民は協定に沿って住宅を建てたり、樹木の管理を行っている。 (写真差し替え)
47	53	57	●取り組み例	●取組例
48	54	58	●取り組み例	●取組例
49	55	59	●取り組み例	●取組例
50	56	60	●取り組み例	●取組例
51	57	61	2 景観ラインにおける取り組み例	2 景観ラインにおける取組例
52	57	61	●取り組み例	●取組例
53	58	62	●取り組み例	●取組例
54	59	63	●取り組み例	●取組例
55	60	64	●取り組み例 ・豊かな自然が感じられるように、河畔林を保全したり緑地を創出したりする。	●取組例 ・豊かな自然が感じられるように、河畔林を保全したり緑地を創出したりする。
56	61	65	3 景観ポイントにおける取り組み例	3 景観ポイントにおける取組例
57	61	65	●取り組み例	●取組例
58	61	65	旭川空港 ・旭川空港の再整備では、緑地を多く取り入れた。 ・事業者の協力により、周辺の屋外広告物の整理が行われた。	JR旭川駅 ・忠別川の自然空間と既存市街地の都市空間を融合させ、印象的な駅舎とした。 ・大雪山・十勝岳連峰の眺望や、買物公園からの見え方に配慮して設計された。 (写真差し替え)
59	62	66	●取り組み例	●取組例
60	63	67	●取り組み例	●取組例
61	64	68	●取り組み例	●取組例
62	64	68	松岡邸 ・住人が、住宅を大切に維持管理してきた。 ・行政は、有形文化財に登録して保護したり、都市景観賞として表彰したりして良さをPRしている。	旧岡田邸 ・建物の取り壊し計画が持ち上がった時に、市民有志による保存運動が行われた。 ・現在は建物を利用しながら保存する手法がとられている。 (写真差し替え)
63	68	72, 73	(平成15年3月末現在の内容)	(平成28年3月末現在の内容に変更)
64	69	75	(表-2 景観づくりの展開例①) 取り組み例	(表-2 景観づくりの展開例①) 取組例
65	69	75	(表-2 景観づくりの展開例①) [場面:緑地/特性や課題] ・周辺の丘陵地、山岳地は市町村の境を越えて遠望できる景観資源であり、周辺の町村にとっても重要なものであることから、広域的な取り組みも含めて保全していくことが求められている。	(表-2 景観づくりの展開例①) [場面:緑地/特性や課題] ・周辺の丘陵地、山岳地は市町村の境を越えて遠望できる景観資源であり、周辺の町村にとっても重要なものであることから、広域的な取組も含めて保全していくことが求められている。
66	69	75	(表-2 景観づくりの展開例①) [場面:緑地/キーワード] ・広域的な取り組み	(表-2 景観づくりの展開例①) [場面:緑地/キーワード] ・広域的な取組
67	71	77	(表-3 景観づくりの展開例②) 取り組み例	(表-3 景観づくりの展開例②) 取組例